

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名		回答・対応	担当課室名 差し込み用
1	令和6年4月3日	災害時の非常食について	子供に卵や乳製品の食物アレルギーがある為、震災や、原発事故の時の為に家庭で非常食を蓄えています。長期化した際、配給に頼らざるを得ない場合、子供が食べられるような配給があるのが心配です。可能であればアレルギーの子も食べられるような非常食を村でも蓄えていただけると助かります。宜しくお願いします。	現状、アルファ米、レトルト粥及び離乳食を備蓄しております。定期的に購入しているため、今後アルファ米以外のバリエーションも追加していく予定です。	防災原子力安全課
2	令和6年4月30日	資源ごみの廃棄について	東海村で資源ごみを捨てる場合、地域別に決まった場所が決まった日に決まった時間に捨てる必要がありますが通勤時間の関係で時間が合わず、資源ゴミが家に溜まっていくのが困っています。ペットボトルや段ボールについてはヨークベニマルやイオンで捨てられますが、缶とビンはいつでも捨てられる場所はないのが現状かとおもいます。提案としては、東海村ゴミ袋に「資源ゴミ」を追加、またはいつでも資源ごみを捨てられるような資源ゴミ回収ステーションを村として用意していただく、などを要望いたします。	お問い合わせいただいた標記の件について、回答いたします。ご提案いただいた資源ごみステーションの設置や「資源ごみ袋」の追加についてですが、資源ごみステーションの管理の仕方、回収業者との調整等で難航しており、ご案内ができる状況ではないことをお詫び申し上げます。ご参考までに、缶、ビンの回収場所を下記に記載いたします。 ①缶 ・カスミ舟石川店(東海村東海三丁目1番25号) ・カスミ中央店(東海村村松2108) ②ビン※ビール瓶、酒瓶に限ります。お持ち込みの際は念のため事前に確認をお願いします。 ・河野酒店(東海村舟石川駅西二丁目16-26) ・清水屋酒店(東海村村松101) ・横伝酒店(東海村舟石川駅東四丁目8-6) また、缶、ビン含め資源物は、下記の時間内で東海村清掃センターへのお持ち込みも可能ですので、ぜひご利用ください。 【搬入受付時間】 月～金曜日(祝日・振替休日を含む) 8:30～16:30(12:00～13:00を除く) 第2・第4土曜日 8:30～12:00	環境政策課
3	令和6年5月2日	村内循環交通機関について	現在、村内の交通手段として茨城交通バスを利用しておりますが、元から少なかった便数が、今回のダイヤ改正にて更に減便となり、非常に困っております。他の地域のようにコミュニティバス等は考えてないのでしょうか？	茨城交通(株)の路線バスにつきまして、現在の運行ダイヤは、利用者需要や採算性等を踏まえて、茨城交通(株)において設定されており、令和6年4月1日の路線バスの減便及び運行ダイヤ改正は、バス運転手の高齢化や2024年問題等の理由による運転手不足により路線バスの減便及び運行ダイヤ改正を行ったものです。村内においても各路線の乗降者数等を分析した上で、利用の少ない便が減便の対象となりました。また、コミュニティバスにつきましては、平成9年に福祉バスを導入いたしました。利用者が少なく、現在のデマンドタクシーに移行した経緯があります。本村としましては、地域公共交通の維持・確保として、デマンドタクシーの普及を進めており、より多くの村民の方にデマンドタクシーを利用していただくため、現在、AI配車システムの導入を検討しております。ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきたく存じます。貴重なご意見ありがとうございました。	産業政策課
4	令和6年5月22日	景観行政団体の加入提案	茨城県の景観行政団体について調べてみたところ、茨城県では12市町が景観行政団体になっていますが、東海村はなっていないことを知りました。東海村に20年以上住んでいますが、良い景観だと思えるのは、東海駅西口と村松虚空蔵尊くらいで、東海村は良い景観な村だというイメージがありません。東海村は、子育てしやすく高齢者が暮らしやすいというイメージがありますが、景観に関しては地味という印象です。東海村も景観行政団体に加入しては、どうでしょうか。これを機に、景観に力を入れる政策をするのはいかがですか。	お問い合わせありがとうございます。また、本村の行政に日頃からご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、「景観行政団体の加入提案」につきまして、以下のとおり回答いたします。村としましては、良好な景観を守り、良い景観な村であるとイメージをもっといただくことは大きなことであると考えております。そのため、ご提案のありました景観行政団体には加入してはおりませんが、地区計画の設定をしており、その中で住環境を守るため制限をかけております。特に東海駅周辺につきましては「建築物の用途、高さ、屋根の形状、外壁の色彩等の制限」をかけることで景観を守るための管理・監督を行っております。いただいたご意見につきましては、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	都市政策課
5	令和6年6月10日	ブルービーもみの木公園付近の路上駐車について	ブルービーもみの木公園付近の路上駐車がひどく、両側に駐車されていたりと、車のすれ違いもできず、生活道路としての通行に支障が出ています。特に土日の状態がひどく、取締などの対策をお願いできませんでしょうか。交通事故の危険もあり、早急な改善が必要かと思えます。	日頃から道路行政に対するご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。ご意見いただきましたブルービーもみの木公園の路上駐車につきましては、村でも状況を確認しており、近隣住民の方々へはご迷惑をおかけしております。つきましては、早急な対策として注意看板やカラーコーンを設置することで、路上駐車への抑制に努めてまいります。併せて、公園周辺の駐車場増設など、道路の通行に支障がでないよう対策を検討してまいります。引き続き、道路行政へのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	道路整備課
6	令和6年6月18日	保育園入園、兄弟加点について	東海村の保育園に入園する場合の選考ですが、兄弟加点が他市町村と比べて低いように思います。兄弟を同じ保育園に入れたいと考えるのはごく普通の要求だと思うのですが、点数が低い事によりこれが叶わないケースが増えるかと思えます。また、昨今問題になっている子どもの車内置き去りなどは複数の保育園に送り届ける場合、リスクが高くなると思うのですが、こういったリスクを軽減する為にも兄弟加点を増やすべきではないでしょうか。子どもを生み育てやすい、また子育てと仕事の両立しやすい東海村にするためには、こういったところにも手を差し伸べるべきではないでしょうか。	保育所の入園等についてご意見いただきありがとうございます。「きょうだい加点」を含む入所調整における「点数」につきましては、入所調整の状況を踏まえ、適宜見直しを図っております。ご意見いただきました「きょうだい加点」のさらなる加点につきましては、見直し時において検討事項として俎上に載せることを考えております。	子育て支援課
7	令和6年6月28日	デジタル化の推進と身体障がい者の負担軽減	デジタル化の推進依頼 障害者手帳とマイナンバーの紐付け マイロIDとマイナンバーの紐付け 既に提供できている全国の都道府県市町村の実施例を参考に東海村も早くサービス開始をお願いします。 サービス格差が拡がりつつあります。 自分が身体障がい者になって、せっかくあるサービスが利用できないことが多々ある毎日です。	日頃から本村障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。このたびは村民レターにて「デジタル化の推進と身体障がい者の負担軽減」についてご依頼とご提案をいただきありがとうございます。ご提案の「障害者手帳とマイナンバーの紐付け」「マイロIDとマイナンバーの紐付け」については、ご提案者様ごの指摘のとおりで、市町村間のサービス格差が広がり、障がいをお持ちの村民の皆さまのご負担を軽減できない現状について、本村といたしましても誠に申し訳なく、また忸怩たる思いでおります。本村でも数年来、障害者手帳の発行元であり紐づけ作業を業務的に行うべき茨城県に対し、可及的速やかに紐づけを進めるよう再三再四要望しているところですが、残念ながら実現に至る打開策が見いだせず、苦慮しているのが実情でございます。福祉事務所を設置している市のうち独自判断で紐づけ作業を行った市では、障がいのある市民が利便性を享受していることから、本村でも村民の皆さまが当該サービスを享受できるよう、新たに近隣の町村とも連携するなどした上で、引き続き茨城県に粘り強く要望・交渉してまいります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	総合相談支援課
8	令和6年7月1日	駅前などの看板広告について	最近、東海村が日本一危険な村、などと記載された看板が村内から無くなったことに気が付きました。前々から、このようなネガティブな看板は大変不快に思っており、子供にも夢も希望も与えず、これでは絶対に将来子供は東海村という地元を誇りに思えないし、好きになれないと思って、良くないと思っていました。村外の人はこの様な看板を見たなら東海村に住みたくなさそうです。今回、この様な看板が消えた経緯を知りたく、教えて頂けないでしょうか。想像するに、水面下で何方かの不断の努力が実ったのではないかと考えています。この不快な看板を無くすことに尽力された方々に敬意を払いたいです。そうした大事な活動があった事を周りに伝えたいと思っています。よろしくお願い致します。	本村の都市計画行政については、日頃からご協力をいただき、厚くご礼申し上げます。さて、お問い合わせのありました「駅前などの看板広告」につきましては、看板設置者の個人情報等を含むことから、その内容をお伝えすることは難しい状況でございますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。また、このような看板広告は屋外広告物と呼ばれ、屋外広告物法に基づく茨城県の屋外広告物条例において看板の設置場所や大きさ等の規制がありますが、その内容や表現までを規制するものとはなっていません。本村のまちづくりに関しては、皆様からのご意見を聞きながら進めていきたいと考えておりますので、引き続き、お気付きの点などがございましたら都市政策課までご連絡くださるようお願い申し上げます。	都市政策課

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名		回答・対応	担当課室名 差し込み用
9	令和6年7月4日	墓地について	<p>少子化が進み、今までのように墓守りをする子供達がいなかった時代が続いています。どうか長年住み続けた東海村にも、永代供養の出来る「永代供養塔、又は共同墓地などの設置を是非考えていただきたいです。 数年前にも「村政への提案レター」にて提案し、「思案中です」の返信を頂きましたが、その後どのようになっておりますか。どうぞ宜しくお願い致します。</p>	<p>少子高齢化の進展やライフスタイルの変化等により、葬送に対する考え方や墓地形態も多様化していることから村では、住民の皆様のニーズを把握し、今後の村営墓地のあり方に反映させるため、「お墓に対する意識調査アンケート」を令和5年8月に実施しました。 その結果、継承者に関する将来的な不安や負担感等により、合葬等の需要が高い傾向にあったことから現在、「墓地整備計画」の策定を進めており、早期の整備着手に向け取り組んでいきたいと考えております。</p>	環境政策課
10	令和6年7月4日	保育園の受け入れ状況について	<p>子作りを検討しており、出産1年後くらいに保育園に入園を考えているが、知人や家族から保育園には入るのは難しいと言われていた。 理由は空きがないからだ。東海村の子育て支援関連情報で保育園の受け入れ情報を数ヶ月見たが、受け入れの空きがほぼない。このような状況の中、出産しても保育園にも入ることができず、ノイローゼになってしまうとかいろいろ考えて子作りに前向きになれない。 知人は妻が働いていないから保育園に入れないと言われてたそうだ。 知人の妻はその後、鬱病を発症してしまった。 妻が働いている、働いていないに関わらず保育園に空きが必要だ。 保育園の数を増やす、保育士の数を増やす等をしてもらわないと困る。</p>	<p>保育所の受け入れ状況についてご意見いただき、ありがとうございます。 保育所を利用するためには、両親が働いている、求職活動中である、出産の前後である、保護者が傷病中であるなど、日中の保育を必要とする要件が必要となるのが国の制度に定められておりますのでご理解いただけますようお願い申し上げます。 ご要望にございました保育所の増設につきましては、特に入所保留となっているお子様が多い0歳児から2歳児までを対象とした小規模保育事業が本年秋頃に2施設開所されるほか、認可保育所への入所が保留となっている0歳児から2歳児までを対象とした公立の緊急保育所を今年度中に1施設開所する予定でございます。 また、保育士等の確保につきましては、保育士等の就労促進のための事業として、令和6年度から新たに、潜在保育士等の復職支援のための保育実習の実施や、処遇改善のための助成金、継続勤務している保育士等に対する報奨金などを実施することで、保育士等の確保と離職防止を図り、入所保留児童の削減に努めております。 保育所入所を待つお子様を少しでも減らしていけるよう、引き続き努力してまいります。</p>	子育て支援課
11	令和6年7月8日	熱中症警戒アラート発令時の屋外での運動について	<p>小学生の息子2人が、少年団に所属しております。夏季の少年団の練習について、疑問を抱くところがあり、メールをさせて頂くことにしました。 気象庁などでは、熱中症警戒アラート発令時の屋外での運動については、原則中止、または延期するように呼びかけています。しかし、現在所属している少年団では、アラート発令時につきましても通常通りの屋外練習、練習時間も午前午後1日となっております。(午後は、1時から5時半までです。) 練習に行かなければ試合にも出られなくなる、という心配や、団の方針へ反する行動が反発を生むのではという考えもあり、子供も夫も、練習に参加しています。 あまりにも暑さがひどい時や、本人の体調が優れない時などは、こちらが考慮し、休みを取らせることもありますが、休みことへのストレスも強いようです。 熱中症警戒アラート発令時の運動について、屋外については中止などの規制化はしていただけないのでしょうか。 昨年も東海村スポーツ振興財団には問い合わせさせて頂きましたが、団の判断に任せている、というような回答内容でした。 今年入学したばかりの子も入団しており、暑い中での練習に不安がつのります。 改善策があれば提案して頂きたいというのが希望です。 よろしく宜しくお願い致します。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。 熱中症警戒アラートが発令された場合は、身近な場所での暑さ指数を確認し、涼しい環境以外での活動等は中止するなど、熱中症対策への積極的な取り組みが求められているところです。 このようなことから、夏場における活動においては、専用機器を用いての暑さ指数の測定や、日本スポーツ協会が公表している「熱中症予防運動指針」に基づいた行動の徹底のほか、屋外での長時間の活動や、屋内でも換気の悪い場所で活動する場合は、ためらわずに中止や延期という措置をとるなど、従来よりもさらに踏み込んだ判断を下していただくよう、東海村スポーツ少年団本部を通じて、各少年団に改めて周知してまいります。</p>	生涯学習課
12	令和6年7月8日	保育園について	<p>・土曜日の開所時間について。午前中のみ開所では就労するのに短すぎて意味がない。民間施設と同じく16:30や17:00までの開所をお願いしたい。民間任せなのはどうかと思う。多様な働き方をする方のもっと考えて欲しい。 ・保育施設が少ない。公立の園ももっとあってほしいと思う。預けにくいために、第二子の出産をためらってしまう。 ・市外で働く保育士にも加点をしてほしい。(村内の保育士との差があってもよいので)本当に悩んでいます。ぜひ検討をお願いします。</p>	<p>保育園についてご意見をいただき、ありがとうございます。 まず、土曜日保育の開所時間についてでございますが、利用できる方は両親ともに土曜日も就労されている方に限られていること、土曜日保育を実施するための十分な保育士等を確保することが困難であること、令和6年4月から6月までの公立保育所及び認定こども園における土曜日保育の平均利用者数が1月あたり1.6名程度と少人数であることから、現時点での土曜日保育の時間延長は難しいと考えております。 また、保育所の増設につきましては、0歳児から2歳児までを対象とした民間の小規模保育事業が本年秋頃に2施設開所される予定のほか、認可保育所への入所が保留となっている0歳児から2歳児までを対象とした公立の緊急保育所を今年度中に1施設開所する予定でございます。 最後に、保育士として就労されている方の加点につきましては、なるべく多くの児童を入所させるため、村内の保育所等で就労する保育士に加点するもので、「保育士」という職業に加点するものではないことをご理解いただければと存じます。</p>	子育て支援課
13	令和6年7月9日	充電電池回収	<p>以前にもお願いしました。そろそろ結果出して下さい。役場内に充電電池(カドミウム・リチウム等)回収ボックスを設置して下さい。よろしく申し上げます。</p>	<p>電池回収についてご提案をいただきありがとうございます。 小型充電式電池(リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル電池、モバイルバッテリー)の回収ですが、令和6年1月から清掃センター入口に回収ボックスを設置しております。役場への回収ボックス設置につきましては、管理についての課題があることから検討中です。 情報が行き届かず申し訳ありません。引き続き周知に努めて参ります。 また、清掃センターにお持ち込みいただく際は、対象電池の金属端子部をテープで覆い、絶縁したあと清掃センター玄関にある黄色いリサイクルBOXに入れるか、プラホーム内の職員に直接お渡しください。ご対応どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	環境政策課ごみゼロ推進室

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名		回答・対応	担当課室名 差し込み用
14	令和6年7月9日	①コミュニティセンターの今後の運用について ②空き家対策について ③村内の若者の雇用について	①高齢化が更に進んでおり、一人で食事をしている方がたくさん居ると思われます。コミュニティセンターで食事を提供や簡易的な医療ができれば良いと思います。 ②空き家を村が引き取り、上記の案に活用することにより、施設に入らなくて、自宅の近くで生活することが出来ます。 ③村外に出ている若者をリターンさせて、村内で仕事を増加させて子育てを充実させ、人口増加につなげていく。	【①、②の回答】 高齢者が孤立することなく地域と関わりながら生活を送ることができる取組みが必要というご意見と拝察いたします。本村には、概ね単位自治会ごとの範囲で組織される「高齢者クラブ」が18団体あり、グランドゴルフやニュースポーツの他、陶芸や木彫りといった様々な活動を行っており、高齢者であればどなたでもご参加いただけます。 また、介護予防支援活動として、シルバー体操やグランドゴルフ、ウォーキング活動等といった屋外で体を動かして交流を図る活動や、手芸や歌、麻雀等、室内で賑やかに語らいつながりながら活動をされる「地域支え合い活動団体」が8団体あります。主に、各地区の集会所やコミセン等を活動場所とし、それぞれの団体が持ち味を出した内容で展開しており、高齢者の拠り所となっています。お住まいに近い場所で活動する団体に参加いただくことで、人と繋がり孤独感が解消されるものと考えます。また、活動の中には、料理やお弁当を皆で食べ談笑するといったことや、講師を依頼し健康問題についてお話を聴く機会を設ける等、楽しんで参加している様子が見られます。 そのほか、村社会福祉協議会に登録されているボランティア団体のうち、高齢者に関連する団体が30以上あり、これらの団体に会員となって参加したりすることで、孤独や孤立の解消、仲間づくりに繋がるものと思われまます。 (ご参考) 高齢者クラブ問合せ先:029-283-4321 地域支え合い活動団体に関する問合せ先:地域福祉課高齢支援担当(直通:287-0848) 村社会福祉協議会登録ボランティア団体問合せ先:282-2804(幹) https://t-shakyo.or.jp/03volunteer/circle.html 【③の回答】 本村では、「東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少・少子高齢化に対応し、将来にわたって活力ある東海村を目指していくため、若者のUターン施策や就業、子育て環境の充実など、さまざまな施策を分野横断的に展開しております。若い世代に「ずっと住み続けてほしい」、進学や就職で一度は転出したとしても、「いつかは戻ってきてほしい」として「まちづくりに関わってほしい」と思うことは、多くの住民の願いですが、そのためには、若い世代がまずは村のことを「知る」ことが重要であり、幼少期や小・中学生、高校生の時期における地域での様々な体験が、村への愛着につながると考えておりますので、引き続き教育委員会とも連携しながら、こども・わかもの政策を推進してまいります。	①、②地域福祉課 ③地域戦略課
15	令和6年7月11日	道路側溝の騒音について	数年前に役場に電話した時は見に来てくださり、確かにうるさいが予算がないとのことでした。直るのでしたら、静かになると助かります。	日頃から道路行政に対するご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 ご意見いただきました側溝の騒音につきまして現地を確認しましたところ、側溝の上を車で走行すると音がすることを確認いたしました。つきましては、側溝の蓋と本体の間に消音ゴムを敷いて騒音を抑制する対策を検討させていただきます。引き続き、道路行政へのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	道路整備課
16	令和6年7月22日	難病患者等の見舞金の対象について	東海村では「小児慢性特定疾病」も対象とならないのでしょうか。隣接するひたちなか市や那珂市では対象です(①②ご参照)。 ① https://www.city.hitachinaka.lg.jp/fukushi/shogaisha/1005303/1005314.html ② https://www.city.naka.lg.jp/kenkou-iryuu-fukushi/fukushi/shougai-fukushi/teate/page007078.htm 実際のところ、医療費はマル福で実質負担ゼロになるものの、次のような負担があります。 ・専門医まで通院する交通費等(場合によっては都内等まで。付添う保護者の分もかかる) ・付添いの保護者が欠勤せざるを得ない場合、収入減 ちなみに、ひたちなか市・那珂市ともにマル福も東海村と同じ18歳までが対象でありながら(③④ご参照)、「小児慢性特定疾病」ようです。 ③ https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/nenkin/1005733/1005734.html ④ https://www.city.naka.lg.jp/kosodate-kyouiku/kosodate-shien/ouen/page000501.html	日頃から本村障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 このたびは東海村公式ホームページにて「難病患者等の見舞金の対象」についてご質問とご要望をいただきありがとうございます。ご質問の小児慢性特定疾病については、ご指摘のとおり現状では「東海村指定難病患者及び関節リウマチ患者見舞金支給要綱」の対象としておりません。一方で、茨城県内では約4割の市町村が小児慢性特定疾病を見舞金の対象としています。前述の見舞金支給要綱では、「患者の生活を支援し、もって福祉の増進に資する」ことを目的としていることから、交通費の負担、欠勤による収入減等を鑑み、本村としても来年度に小児慢性特定疾病を見舞金支給要綱の対象者に含められるよう、制度設計や要綱改正、予算要求等について内部で検討してまいります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	総合相談支援課
17	令和6年7月22日	東海音頭の参加依頼について	至急ご検討ください。 村内の中学校1年生に村から学校を通して東海祭の東海音頭参加協力の依頼がありました。今年の夏は特に暑さが厳しく、参加の時間もいばら気温が高い時間帯です。熱中症になる危険性があるので危惧しています。学校を通しての依頼の為、子供も暑いので熱中症が心配だけれど参加しなくてはいけな義務感があるようで、参加で提出しまし改めて子供達の立場になり熱中症危機管理について考え、時間帯を夕方ならず、もしくは中止して頂くことを希望します。	【電話にて対応】 この度は、東海まつりに係る東海音頭参加依頼についてご提案いただきありがとうございます。仰る通り、今年の夏も暑さが厳しいため、東海まつり実行委員会において熱中症対策を検討し、以下の対応をさせていただくことになりました。 ・東海音頭に係る中学生が屋外に出る時間を最低限(20～30分程度)とし、出番までの待機や終了後の休憩場所として、涼しい屋内スペース(産業・情報プラザ1F)を用意 ・飲料水の配布 ・ミストシャワーの設置 中学生の皆さまにも地元の祭りを体験いただきたく、東海音頭の中止については予定しておりませんが、時間帯については今回のまつりの結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。	産業政策課

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名		回答・対応	担当課室名 差し込み用
18	令和6年7月31日	るびなすの対応について	るびなすを利用している者です。 何点か運営に疑問がありますのでご連絡します。 ・8時に営業開始ははずなのに、8時から子供が預けられている。 ・営業開始の8時に来所して、明日の予約を取る場合、電話での予約よりも来所している方を優先すると聞いていた。それなのに、8時前に電話で予約対応しており、8時ちょうどに入所したにもかかわらず、目の前で予約が埋まった。なお、前日には、7:59に玄関の呼び鈴を鳴らしたら、8時以降に必ず入所してくださいとの注意を受けた。 予約のルールを一貫し、対応者ごとの個別のルールがないよう、そしてダブルスタンダードがないようにお願いします。 以上の件、るびなすにお伝えいただき、運営の改善を求めます。 なお、別件ですが、入所にくい保育所の職員と知り合いだったからと言うことで、知人の子供が入所できたという話も聞いております。移住して暮らしている人間と元々暮らしている人間の間で格差が生まれるような運用は信用ししません。 全村民に対し、対等な対応をお願いします。 なおご連絡いただく場合は、メールにてお願いいたします。	【メールにて回答】 1点目の東海村病児・病後児保育施設「るびなす」の運営についてでございますが、お子様のお預かり時間(利用開始時間)は午前8時からとなっております。ただし、るびなす職員の子どもが施設を利用するには子どもを同伴して出勤することとなるため、その際は職員の勤務開始時間(=利用開始時間より前)から施設内に子どもがいる場合もございます。 また、予約受付については「電話での予約よりも来所している方を優先する」との方針はなく、予約を受け付けた順に対応をしております。 しかしながら、施設の利用受付開始時間及び予約開始時間がともに「午前8時から」となっているため、窓口での来所対応と電話対応とが重なりやすく、その時々での対応状況によって受付順番が前後してしまうこともございます。この点につきましては、利用者の皆さまにとって公平な予約受付体制となるよう、また、るびなすの利便性向上が図られるよう、今後予約開始時間や利用受付方法等について見直しを行ってまいります。 2点目の保育所の利用申請についてでございますが、入所希望者が入所可能数を超えた場合は、必ず「保育要件判定基準表」及び「補正表」に基づき、利用申込書やその他の必要書類の内容から点数をつけ、合計点が高い=保育の必要性が高い世帯から順に、入所希望園に空きがある場合、入所内定となります。 保育施設職員に知人がいる、村内の居住期間が長いなど、保育の必要性とは関係のない要件は判定基準には一切含まれておりません。また、公立・私立にかかわらず、認可保育所の入所調整事務に保育施設職員は関与していないことから、ご意見があったような理由で保育所に入所することはできません。 今後とも公平性のある利用調整を行うとともに、そのことを保育所を利用される方に正しくお伝えするよう努めてまいります。	子育て支援課
19	令和6年8月8日	スケボーパークの建設について	東海村にもスケボーパークをつくってもらいたいです。 近隣地域にはあるのに東海村にないのは残念です。 大きなパークでなくてもいいのでどうか検討のほどよろしくをお願いします。	日頃より本村行政へご理解、ご協力を賜り、お礼申し上げます。お問い合わせいただきましたスケートボードパークにつきましては、本村では現状スケートボードを行える公園はなく、そのような施設を整備する計画もありません。しかしながら、近年、オリンピックでも正式種目になるなど高まってきています。現状計画はありませんが、今回いただいたご意見は、今後の公園計画・整備の参考にさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。今回はご希望に添えず申し訳ございません。	道路整備課
20	令和6年8月13日	東海駅東口北側駐輪場について	東口北側駐輪場について、2段目使用出来ない箇所が多数あります。 修理または表示するなどの処置をお願いしたいです。	この度は、東海駅東口駐輪場(日立側)の利用に際し、ご不便をおかけして大変申し訳ございませんでした。 現地確認のうえ、使用できないラックについては、「故障中(使用禁止)」の表示をいたしました。また、修繕についても業者と相談を進めております。 なお、東海駅東口駐輪場(水戸側)については、先月の7月に改修工事が完了し、軽量の2段式ラックを導入いたしましたので、ご利用いただけると幸いです。	環境政策課
21	令和6年8月13日	東海村スポーツ施設調整会議のやり方について	現在テニスコートの調整会議は、いまだに決められた時間に集まり抽選を行い、予定が被った場合は当事者通して話し合いの古い体質のまま運営されています。 コロナが再度流行しているこの時期や、参加者の時間を拘束しての運営方法の改善を提案いたします。 茨城県では施設予約システムがあり、抽選もそのシステム内で行われて、多数の市町村で利用されています。 現在東海村も公の施設の広域利用協定による体育施設利用に関して参加している状況では、現在の抽選方法では、他の市町村の方が利用しづらい状況と考えます。早急にシステム利用を提案致します。 問題点としては高齢者のネット利用出来ない方の対応がありますが、電話か現場にての抽選予約も可能すれば近隣の高齢者の方も、問題なく抽選参加できると考えます。 施設に勤務なされている方の中には、意見されて私達の仕事をとるなどの意見される方もいるようですが、抽選方法にてその仕事はなくなりませんが、施設管理や他の仕事と他方に渡って業務はあると認識しております。 全ての方が幸せになる方法はないとは思いますが、業務方法は時代ともに変化すべきと考えますので、関係者の方には早急に業務変更を選択することを要望致します。 長文にて失礼いたしました。	ご提案いただいている施設予約システムは、いばらき公共施設予約システムのことだと拝察いたします。 現在、東海村テニスコートを使用する際は、使用の日の7日前までにテニスコート管理棟に来所のうえ、使用許可申請書を提出していただく必要があります。 東海村テニスコートでは導入しておりませんが、いばらき公共施設予約システムの抽選予約の機能を利用した場合であっても、前述の手続きを経て、正式に使用が決定する運びとなります。 使用許可申請書が未提出の場合は、テニスコートの使用ができなくなることから、調整会議の参加者の皆様が確実にテニスコートを使用することができるよう、使用予約と使用許可申請を同日に済ませることができる対面式での調整会議を行っているところです。 現在、茨城県の主導により、新たな公共施設予約システムの導入に向けた検討・準備が進められており、令和8年度には茨城県内市町村で供用が開始される予定となっています。 村でも、このシステムの導入に向け、茨城県をはじめとした関係機関と連携しながら全庁的に準備を進めているところであり、新公共施設予約システムの導入にあわせて、調整会議のあり方についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。	生涯学習課
22	令和6年8月20日	大雨時の道路冠水について	昨年も線状降水帯の影響で自宅前の道が冠水し、車が水没しました。その後、役場へ伺いその被害について報告、また改善をお願いしました。 今回は前回の教訓から車を移動し被害はなんとか回避しましたが、毎回雷雨がある度に、浸水の心配をするのは大変苦痛です。前回は車の水没による廃車で金銭的負担もかなり大きかったです。 昨年相談時は、すぐには改善できないと言われましたが、できるだけ早い改善を求めます。	日頃から道路行政に対するご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 お問い合わせいただきました大雨時の道路の冠水についてですが、昨年度の台風被害を受けまして調査を行いました。その結果、地形的に水が集まりやすい箇所について、雨水を速やかに排水させるために接続管の改修工事を行うこととなりました。 工事を行う時期については、8月末～9月上旬を予定しております。 工事の際はご迷惑をおかけいたしますが、引き続き道路行政へのご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。	道路整備課
23	令和6年8月19日	白内障手術後の眼鏡のレンズの補助金について	64歳以上で非課税の方から、白内障の手術後メガネのレンズが変わるので、レンズの補助金が出るかと助かると思ってました。 私も「ネンキン」生活大変ですので、なにとぞ、補助金をお願いいたします。(日立市は補助金出ると言っていました)	ご提案のとおり、白内障の治療を目的とした手術後の視力矯正のための眼鏡やコンタクトレンズを購入するにあたり、非課税の方や医師が必要と認めた方等、対象要件を設けた上で、その費用の一部を補助している自治体がございます。すでに実施している自治体の状況を調査し、本村の実情と照らし合わせて補助制度の創設について検討いたしました。本村での想定利用者数が僅少とみられますことから、現状では見送りとさせていただきます。	地域福祉課
24	令和6年9月2日	樹木伐採のお願い	弊社の隣接地(東海村所有地)の樹木が弊社が設置する屋外キュービクル式高圧受変電設備に覆いかぶさり、雑草のツルが高圧引込配線への接近及び屋外キュービクルの通気孔から内部に侵入することで、高圧充電部に接触する危険性があるとの電気保安管理業者から再三の指摘を受けてます。一昨年度、東海村役場ご担当様へお電話での伐採をお願いしたところ速やかなご対応を頂きました。この度、再度お願いの電話をしましたところ予算の都合上困難であるとの回答を頂きました。その旨を電気保安管理業者に伝えましたところ、高圧充電部へ樹木や雑草のツルが接触しますと電気事故の原因となり、弊社構内の停電はもとより、電力会社の配電線を停電させる波及事故にも繋がりますので、速やかなご対応をお願いしたいとの事でした。宜しくお願い致します	村有地から依頼主敷地内の屋外キュービクル式高圧受変電設備周囲に伸びている樹木について、年内(秋頃目安)に伐採いたします。	財政経営課
25	令和6年9月10日	太陽光発電システム設置費補助金について	今年東海村に一軒家を購入し、引っ越して来ました。 23年からマイホームを検討し、東海村でと話を進め、太陽光発電システム設置費補助金があることを見ていたため、設置を決めました。 今年の5月に引渡しを受けましたが、売電の認可がすぐ下りず、補助金枠の60件も開始から2ヶ月たらずで終了してしまった認識です。 当方、7月末にやっと売電の認可をいただきましたが、補助対象となる「売電開始から6ヶ月を経過していない」という要件は次年度満たせず終わってしまいます。 仕方ないものかもしれませんが、12万円という補助は非常に大きく、補助枠拡充は無理かもしれませんが、要件の6ヶ月を12ヶ月に延長する等ご検討をお願いします。国や東電の手続きのせいで補助が受けられなかったというも残念極まりないので、ぜひよろしくお願い申し上げます。	この度は、太陽光発電設備設置に係る補助金が早期に終了してしまう結果となり、ご期待に沿えず申し訳ございませんでした。 毎年、当補助金の予算は、これまでの申請状況を踏まえ計上しておりますが、本年度におきましては、年度当初より例年を大きく上回る申請があり、結果、5月末時点で予算の上限に達し、補助を終了させていただくこととなりました。 本村といたしましては、この状況を踏まえ、本年9月の定例議会へ補助金の補正予算を上程したところであり、議決が前提とはなりませんが、9月27日より補助金の申請受付を再開できるよう、準備を進めているところでございますので、ホームページ等でご確認のうえ、申請いただけますと幸いです。 また、家庭用太陽光発電設備の設置に当たり、制度の改正により国への申請が必要になったことなど、設備の設置から売電開始までに相当の日数を要する実情であることから、ご提案の申請期限につきましては、多くの村民の皆様がご利用しやすい補助金となるよう、制度全体のあり方として検討させていただきます。 今後とも本村の環境政策に、ご理解・ご協力いただけますよう、よろしくご依頼申し上げます	環境政策課

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名	回答・対応	担当課室名 差し込み用
26	令和6年9月30日	地域クラブ活動について	ご意見ありがとうございます。 現在、学校部活動の地域移行については、生徒が希望する活動を自由に選択して行うことができるものとして全国的に進められており、本村におきましても、休日の活動について、令和8年度までに地域移行できるよう、特定非営利活動法人スポーツクラブスマイル東海(以下SCスマイル東海)と連携して取り組んでおります。 なお、学校部活動の地域移行という表現は、「学校部活動の延長」と捉えられてしまうことから、本村では「地域クラブ化」として取り組みを推進しているところです。 また、地域クラブへの参加案内等につきましては、新聞折込のほか、SCスマイル東海ホームページや広報とうかいなどを通して全村的に周知を行うなどしており、東海村立中学校以外の中学校に在学している生徒にも参加いただいております。 今後とも、地域クラブの活動がよりよいものとなるよう、さらなる周知にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	生涯学習課
27	令和6年10月1日	「ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 東海消防署」前の停止禁止のライン表示等について	村の管轄ではないかもしれませんが、「ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 東海消防署」前の道路(駆上線)の停止禁止のライン(特にゼブラ白線)が薄くなっており、夕方の渋滞時、「停止禁止エリア」に車両が停止している光景が散見されます。 消防車、救急車の出動の際の邪魔になっているので、白線の引き直しを提案します。	環境政策課
28	令和6年10月7日	道路に突き出た枝木の通行妨害	部署:建設部、都市整備課、宛に依頼したい事項。 件名:道路上に張り出した樹木の管理を、所有者に実施するよう、指導の徹底をお願いします。 東海村村報で、一般的な注意を呼び掛けていることは承知しています。しかし、該当する現場は全く改善されていません。実際に、自動車と歩行者の擦れ違い通行に大きな妨げになっていますので、(言いたくありませんが、私的な被害として、突き出た枝木で自動車に傷が付きました)。 具体的に、所有者に枝切り実施を指導していただきたくお願いします。 該当現場:東海二丁目、「しまむら店舗駐車場の北側、から役場・カスミに向かう道路」畑の所有者、ぼうぼうに枝木が伸びた樹木が道路/畑の境界に数十メートルに植えてある。 改善目標状態:「法律上の道路境界以内に枝木を伐採した状態。」「ドブ板の上を歩く障害にならない状態。」 歩けないと車が来た時に歩行者が避難が出来ませんよ。 ◎今年も、枝木が伸び放題の状態にあります。	道路整備課
29	令和6年10月15日	スケボーをやる場所	スケボーをやる場所がなくて日立や水戸に練習しに行ってます。 遠いので歩きや自転車ではもちろん行きません。 なので友達と一緒に練習したいけど出来ません。 東海村にみんなでスケボーを練習出来るスケボーパークのような場所を作って欲しいです。	道路整備課
30	令和6年11月13日	東海駅の駐車場について	東海駅で切符をあらかじめ購入したいとき、有料駐車場しか無く、不便。勝田でも水戸でも30分無料の駐車場があります。東海駅にも用意してください。駅に停めて不在の際に駐車禁止の違反切符を切られているのを見かけました。イオンなどに停めてもいいのですか?	道路整備課
31	令和6年11月13日	カーブミラーについて	上記住所の近くに5叉路(信号無し)がありますがカーブミラーが撤去されてしまい危険な状況に感じました。 通学路でもあるため、大至急対応おねがいいたします。	道路整備課
32	令和6年11月27日	保育園申請について	保育園申請についてです。 来年度4月より仕事にフルタイムで復帰する予定です。4歳の兄はこども園に在園、2歳の妹は自宅保育をしております。来年度、2歳児の保育をお願いしたいため、兄と同じこども園への入園を希望しておりますが、兄は一号認定入園のため、保育園の兄弟枠には当てはまらないとのことでした。認定こども園という一つの施設であるのにも関わらず、認定の違いで兄弟枠が使えないのはなぜでしょうか。仕事復帰を考慮した上で兄を幼稚園ではなく、こども園へ入園させました。すでに入園している兄弟の認定の違いで、差が出てしまうことに戸惑いがあります。兄弟姉妹で同じ園に通わせたい保護者がほとんどだと思いますので、柔軟なご対応をお願いいたします。	子育て支援課
33	令和6年12月9日	須和間霊園について	墓じまいする人がいないので、須和間霊園に永代供養墓、納骨堂、樹木葬の予定はないでしょうか。	環境政策課
34	令和6年12月9日	ごみを捨てる場所について	常会をめけると生ごみの捨てる場所がありません。同じ税金を払い、ゴミ袋も購入しているのにも、周りのゴミ捨場所は常会入会している人の名前が書いてあり、アパートは住人でないと捨てられません。常会を抜けた人でもゴミを捨てられる場所を作ってもらいたいです。	環境政策課
35	令和6年12月9日	舟石川小学校 学童横道路について	平日のお迎え時間帯(17時~18時半)は小さな子を連れた保護者やたくさんのお子さんが細い道を端に寄って歩いているのですが、車で帰宅する住民としては、その道を曲がったすぐ先にお子さんがいたりすることも多く、ひやひやします。道路がとても細く対向車同士譲り合いながら通っているので、歩行者は校庭内側を通過してくれると安心です。また、足元が見えないくらい真っ暗なのでライトを設置してもらえたら事故や防犯の面でも安心です。 以前から声は上がっているかもしれませんが、少しでも何か対策してもらえたら幸いです。	子育て支援課 学校教育課 道路整備課

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名		回答・対応	担当課室名 差し込み用
36	令和6年12月9日	障がい者への支援について	私も母も障がい者です。特に高齢の母は目が悪くて盲障がいの施設で暮らしていますが、村は施設の料金を負担してくれませんでした。他にも私は精神障害と難病の一型糖尿病です。精神障害は自立支援のシステムで安く治療が受けられますが、一型糖尿病は治療費が高いけど何も支援がありません。必要のない施設を莫大なお金をかけて建設するのであれば、障がい者の福祉に費用をかけてください。新しい公園は必要ないです。フローレスタ付近の電灯もいらないうです。議員さんは色々な政策を出していますが、障がい者の支援については聞いたことがありません。少数派意見なので目立たないとは思いますが、非常に困っているので障がい者支援をよろしく願っています。	日頃から本村の福祉行政にご理解ご協力いただきお礼申し上げます。また、この度の障がい者支援に対するご要望いただきありがとうございます。現行の医療制度や福祉制度において、ご提案者様、お母様に対して支援が足りないとのご意見をいただき、不安な状況とお察しいたします。ご要望については、少数派のご意見とのことですが、様々な方のご意見をいただき、より良い障がい者支援に努めて参りたいと考えております。お手数をおかけしますが、具体的な支援等のお話しを伺えればと存じますので、ご協力のほど、よろしく願っています。	総合相談支援課
37	令和6年12月9日	ネズミ捕りの用途	飼い猫が近所にてネズミ捕りにかかり、私のネコ、近所のネコ3匹の体が粘着してしまい、困っています。ネコも家の中ばかりも居られませんので散歩に出かけていってしまいます。ネズミ捕りを使用する人は悪意があつておているとは思いますが、動物にも命があります。虐待と思われるも家族は悲しい毎日です。ネズミ捕りの用途を間違えないようにしてもらいたい、対策を考えてほしいと思ひ、文面にいたしました。	猫の飼育につきましては、屋内で飼うように努めなければならないと「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」で規定されており、屋内で飼うことで、大切な飼ひ猫の不慮の事故を防げるほか、他の猫や動物とのけんかによる感染症等の危険をなくすることができます。ご指摘の、ねずみ捕獲器の設置については、本来の目的である「ねずみ捕獲」の可能性もあり、まずは、飼ひ猫が安全で健康に暮らせるように、屋内飼育に努めていただきますようお願い申し上げます。	環境政策課
38	令和7年1月14日	白方街道踏切整備工事終了後の村職員様の沿道利用について	私は、白方街道踏切のある沿道に約18年居住している者です。従来より気になっていること、また、今後懸念されることについての改善策として、意見をお伝えさせていただきます。前述の踏切は、今年度初めから歩道整備工事が実施されており、現在終日全面通行止めの状態ですが、今年2月20日頃に工事が終了し、拡張された踏切が通行出来るようになると案内を受けております。そこで、個人的に気になっていることですが、この踏切のある沿道は、東海村役場の正門に直結していることから、東海村職員の方も出退勤の通勤に使用されている方も多いいのではないかと思います。ご存じの方もいるかもしれませんが、そもそも、この沿道は道路の幅が非常に狭く、自動車同士がすれ違うのが困難な箇所も多数あり、小中学校の通学路でもあります。この踏切整備工事が終了すると、更にこの沿道を利用して通勤する村職員の方の数が増え、沿道に住む住民の通勤、通学に支障が出るのではなかと懸念しております。そこで私の要望ですが、朝夕の通勤には村の職員の方はこの沿道を使用しないようにしていただきたいです。宜しく願ひいたします。既に原子力機構(原子力科学研究所?)?のように、通勤の際は裏道を使用しないよう関係者に周知されておりましたら、ご了承ください。	日頃から本村行政にご協力をいただきありがとうございます。さて、ご提案いただきました白方街道踏切の利用の件についてですが、当該踏切は、通学路となっており、車同士の往来も困難な危険な踏切であったことから、今回、令和6年6月4日から令和7年2月20日まで期間で歩道を設置する工事を行っております。近隣住民の皆様には、終日通行止めのご不便をお掛けしておりますが、ご理解とご協力をいただき大変感謝しております。今回の工事では、歩道設置の他、道路の拡幅により車の往来も容易になることかと思われますが、踏切付近は住宅街であり、道幅の狭い道路となっていることから、通行時には、幹線道路とは違う危険が伴うことを認識しております。ご懸念されている職員の出退勤時の通行については、住民として当該踏切の近隣に居住している職員もおりますが、可能な限り、白方街道踏切をきめた狭い道路の通行を避け、安全運転で出退勤するよう改めて職員周知してまいります。今後とも、本村行政に対しましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。	総務人事課
39	令和7年2月3日	干し芋大使について(推薦)	あいまゆうというアイドルグループが茨城県で干し芋体験をして干し芋を育てています。その、グループの楠ゆりという干し芋大好きな子のX(Twitter)で「茨城県で干し芋を作ってます」と呟いたところプチバズっています。そしてグループも干し芋を知ってもらいたい思いで干し芋を育てています。これを期に、干し芋大使、干し芋親善大使、干し芋PR大使、などというのはいかがでしょうか？東京を拠点としているのでイベントなどでPR活動したり、SNSでもPR情報発信出来ると思います。プロデューサーの利根川さんも有名な音楽業界の人で、作詞作曲を手掛けているので干し芋の歌も出せると思うので、イベントなどでは盛り上げることも出来ると思います。よろしく願ひします。	この度は、干し芋大使のご提案ありがとうございます。ご連絡をいただきました「あいまゆう」さんが、本村の干し芋生産事業者とタイアップして干し芋作り体験や干し芋のPRを行っていることは、私どもも存じ上げております。とても光栄なことだと感じております。そのような中でございますが、今回ご提案いただいた親善大使やPR大使という件につきましては、ご意見・ご提案として伺ひさせていただきました。今後の参考にさせていただきますればと考えております。改めて、今回のご提案ありがとうございます。	農業政策課
40	令和7年2月14日	強風等による農地の砂埃について	農地、特に畑の在り方について、早急に対応して頂きたい。以下の2点を主体に願ひしたい。 1. 砂嵐は、砂公害と言っても過言ではない。東海村は、今日までこの状態を本気で取り組んできたとは思えない。(抜本的解決策ではないが、村として麦の種の補助を最近まで実施していたものの、種蒔きの実施は、農家の意思に任せてきた。努力している農家もあるものの、多くは放置している状態である。) 砂によって、子供も大人も息もできない。外も歩けない。洗濯も干せない。全ての物に砂が被り、各家庭の家屋や庭などの資産を痛めつけている。これで、住みやすい「まちづくり」を目指していると言えるのか。格好の良い活動や事業に重きを置くことの前に、基本となる生活を破壊しているという実態を優先課題ではないか。 2. また、東海村の農地は、道路より高いため、土が歩道や排水溝を埋め、通行にも障害が発生しているが、多くが無頓着なのか意にしない傾向にある。特に雨天時などの通勤・通学の際は、歩道避け車道を通行するなど、危ない事故が発生している。「住民に優しい、安心して暮らせるまちづくり」と言いつつ、こういった状況をいつまで、東海村は目を瞑っていくのか。 3. 東海村のインフラは、素晴らしいものがある。しかしながら、見通しのある人口増とまでに至っていない。上記2点の対策ができれば、生活環境の整った町として人口増加が進むのではないか。 村に問ひたい。畑地の実態把握はできているのか。また、砂嵐の影響をどこまで把握しているのか。本日は、その実態を把握できる日であるので、外に出て確認されては如何か。	この度は、ご指摘・ご意見ありがとうございます。2月13日(木)の強風につきましては、茨城県内でも交通機関への影響や停電、建物の屋根が吹き飛ばす事故が起こる等、例年以上に日常生活へ大きな影響を及ぼす季節性の自然的現象であったと捉えております。乾燥が続くこの時期に北風が強吹くことで、特に市街化調整区域では、農地等から砂埃が巻き上がり、住民の皆様にとって悩み事の一つになっていることは、村としても認識しているところです。既にご存じのことですが、村では、砂埃発生を少しでも軽減するため、カバークロープ麦の配布事業を行っており、今年度は約250名の農業者へ約21ha分の麦配布に併せ、住宅地周辺や幹線道路沿いの農地を耕作する農業者に対しては、特に丁寧な麦の播種を個別に指導しているところです。また、播種状況や発芽状況について、適宜現地確認を行い、必要に応じ耕作者への指導等を行っております。その他、村内の農業に関わる方を対象とした「東海村アグリLINE(農業専門LINE)」や農業者が集まる会議等を通じて砂埃対策を講じるよう指導及び周知活動を行い、少しでも砂埃発生を抑制していけるよう対応していきたいと考えております。次に、農地から道路等への土砂流出に係る対策につきましては、農地の適正な管理という観点から農業政策課及び農業委員会において定期的な農地パトロールを行っており、必要に応じて、耕作者や地権者へ土砂流出対策の指導しているところです。住民の皆様から情報提供があった場合にも、現地確認後、耕作者や地権者に対し、農地の適正な管理について指導を行っており、対策が講じられているか継続的に確認しているところです。また、道路管理者(道路整備課)において、側溝に土砂が堆積している村道については、年1回の側溝清掃を行っているところです。雨天時、荒天時については、特に道路管理者(道路整備課)と連携しパトロールを実施しておりますので、雨水による土砂流出等の影響が大きい危険箇所を発見した場合には、迅速に対策を講じられるよう対応していきたいと考えております。最後に、砂埃の発生が酷く適切な対応がとられていない農地や適切な管理がなされていない農地、農地から道路等へ土砂流出が酷い場所がございましたら、具体的な場所等をお教えいただければ、必要に応じて耕作者もしくは地権者に対し指導を行ってまいりますので、お手数ですが、農業政策課又は農業委員会まで情報提供をいただければ幸いです。今後ともご理解の程、よろしく願ひいたします。	農業政策課
41	令和7年2月25日	夜間におけるバイクの騒音について	平日休日を問わず、毎日のように21:00以降から00:00の間に村内の直線道路を爆音をわざと多く鳴らしながら走るバイカーに、近隣住民から多数の苦情が出ていて非常に困っています。警察の方々も動いてくれない以上、村内の規定で制限を設け違反者に罰則を科してほしいと考えています。村としてはどのような対応が可能なのかを協議し対策を行ってほしいです。	ひたちなか警察署においては、交通安全や防犯等の観点から、日中のみならず夜間帯においても随時村内のパトロールを実施しております。なお、パトロールをする上で、多くの住民の皆様からの情報(バイカー行為における主な時間帯、台数、場所等)も貴重な情報源であり、パトロールの強化や道路交通法違反等にかかる検挙に繋がることもあるため、警察(110番、ひたちなか警察署、東海地区交番)へご相談願ひます。村での取り組みとしては、交通指導車において、適宜巡回/パトロールを実施しており、ご指摘いただいたバイカー等にかかる情報提供のみならず、適宜警察と緊密に連携をはかり、住民の皆様への安全・安心なまちづくりに繋げてまいります。(ひたちなか警察署東海地区交番029-287-0110(ひたちなか警察署) 029-272-0110(代表))	環境政策課

令和6年度 村民提案受付簿

番号	受理日	提案件名		回答・対応	担当課室名 差し込み用
42	令和7年2月26日	地域の墓地運営、自治とはなにか	<p>須和間区自治会では、令和5年度に墓地の運営を放棄し、墓地を所有する方達での運営に切り替えました。須和間区自治会の墓地は、墓地埋葬法制定の前後だと思われませんが、地域の方達が共同で墓地となる土地を購入(登記上は個人の所有)し、また、東海村から墓地(登記上は村の所有)としての土地が提供されています。この二つを合わせた墓地で、須和間区自治会の元に「須和間区共同墓地管理組合」なる組織によって、この共同墓地管理組合は、他の自治会の人たちは入っておらず、須和間区自治会の人達で墓地を購入した人達を組合員とし、自治会長が組合長となって運営してきました。</p> <p>気になるのは、墓地埋葬法に抵触する恐れがあるのではと危惧しております。それは、東海村である自治体から土地の提供を受け、その運営を自治会に委任/移譲?されたものと思われませんが、自治会以外の単なる一般人での組織に運営を任されることのできるのでしょうか。</p> <p>この墓地の切り離しについて須和間自治会は、自治会役員への成り手に苦慮しており、その理由は、他の自治会には無い神社や墓地があるからだとして、労力軽減のために行ったようです。しかしながら、他の自治会でも自治会役員への成り手に苦慮しており、対応の方法が違うように思っています。</p> <p>このような事象は、日本全体を覆っている閉塞感は、今日までの社会システムが手かせ足かせとなっており、そこから抜け出せないのが現状のような気がします。</p> <p>そういった意味で、もう一つ、自治とは何か。村民全体でどうあるべきか、難しいとは思いますが、考える場(自治の認識や意識の向上・地方自治と自治会の役割)などを設けてはどうか、「まちづくり」にも役立つのではと思うところです。</p> <p>なお、私の認識が間違っていましたら、掲載せずに破棄願います。また、その回答は必要です。</p>	<p>【地域の墓地運営】につきまして「須和間共同墓地」を管理・運営する「須和間共同墓地管理組合」については、当該墓地をお持ちの方々(=組合員)で、運営されてきた経緯があります。</p> <p>なお、墓地埋葬法が昭和23年に施行されましたが、当該墓地は、それ以前からあるお墓と推測され、その当時、どのような形態(委任・委譲等)であったかの詳細は不明ではございますが、ご質問にある、現在の「須和間共同墓地管理組合」による運営については、特段、墓地埋葬法に抵触するものではないと判断しております。</p> <p>それは、管理者が、「須和間区自治会」であっても、「当該墓地をお持ちの方々(=組合員)で組織」されたものであっても、同じ墓地管理組合として取り扱っているためです。</p> <p>『今後について』 これまでは、自治会長が「須和間共同墓地管理組合」の管理者となっていたことから、村にご提出いただく「墓地管理者届」を省略させていただいておりましたが、墓地管理者が変更になった際には、その都度「墓地管理者届」を、環境政策課までご提出くださるようお願いいたします。</p> <p>【自治とはなにか】につきまして 村民が自治について、考える場としては村政懇談会や単位自治会座談会、村で行われるセミナーや講演の他、各自治会で行われる行事や集会などもその役割を担っていると考えておりますが、今後も、引き続き、自治会と連携しながら、村民が自治について考える場、機会を検討してまいります。</p>	環境政策課 村民活動支援課
43	令和7年3月11日	スケートボードができる場所について	スケートボードができる場所が東海村とて少ないです。どうしてもスケートボードが上手になりたいので作っていただきたいです。	日頃より本村行政へご理解、ご協力を賜り、お礼申し上げます。お問合せの件につきまして、今のところスケートボードパーク設置等の計画はありませんが、同様の意見を複数頂いております。今後の公園等整備の参考にさせていただきます検討してまいります。	道路整備課
44	令和7年3月14日	東海駅の待合室について	東海駅の改札外の待合室(村管理)について、利用時間が5:00からと書いてあるが、自動ドアが開くようになるのが5:10ごろです。5:21の始発に乗る時に待合室を使えなくて不便です。5:00から解放するようにしてほしいです。	お問い合わせいただきありがとうございます。 待合室の自動ドアについては、タイマーにより開閉しており、年に3回、保守点検を行っております。この度、改めて点検を実施したところ、タイマーの設定時間のずれが発覚いたしました。 このため、タイマーの設定時間を修正し、5時には自動ドアが開くよう対処いたしました。 ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。	生涯学習課